

# 図書館委員会 細則

(目的)

第1条 湘北短期大学専門委員会規程（以下、「規程」という。）に基づき、図書館委員会（以下、「委員会」という。）は、この細則に定められる事項を管掌する。

(任務)

第2条 委員会は図書館に関する次の事項を扱う。

- (1) 図書館の購入計画（内・外図書、雑誌）
- (2) 図書館に所蔵する図書・雑誌等の管理に関する事項
- (3) 図書館活動にかかわる事業計画
- (4) 予算に関する事項
- (5) その他図書館の運営に関する事項

(委員長)

第3条 委員長の任命は規程第3条に定めるところによる。

(委員)

第4条 委員の任命並びに任期は規程第4条に定めるところによる。

(委員会)

第5条 委員会は委員長が招集し議長となる。

2. 委員会は原則として委員過半数の出席を以って成立する。
3. 委員長事故ある時は委員会事務局担当部門の委員が代行する。
4. 議題の結論は委員長が出席委員の総意を取りまとめたものであることを本旨とする。議決を必要とする場合は出席委員の2/3以上の賛成を以って決定する。
5. 委員長は必要により、委員会に委員以外の者を参加させることができる。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は規程第5条に定めるところによる。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は委員会で審議し、常勤理事会の議を経て、学長が決裁する。

附則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この細則は、2021年12月1日から施行する。